

令和2年度（2020年度）北海道建設業サポートセンター専門相談業務処理要領

この要領は、北海道（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が締結する委託契約書第1条第1項の規定により、北海道建設業サポートセンターに配置する専門相談員が行う業務（以下、「業務」という。）の処理に必要な事項を定める。

1 業務の目的

道では、これまでの公共投資の大幅な縮減などにより厳しい経営環境にある建設企業が取り組む本業の強化や新分野進出などに支援を行ってきた。

こうした中で、北海道建設業サポートセンター（以下、「道サポートセンター」という。）において、専門相談員を配置し、建設企業からの経営の効率化をはじめとした経営に関する専門的相談に対応する。

また、建設業界の様々な課題をテーマに掲げ、建設業経営支援セミナー（以下、「セミナー」という。）を開催し、同時に参加者からの相談に対応する。

2 専門相談員の派遣

乙は、道サポートセンターの専門相談員、セミナーの講師として、中小企業診断士の資格を有する者を派遣し業務にあたらせるものとする。

3 業務の内容

道サポートセンター及びセミナー講師として派遣された中小企業診断士が行う業務は次のとおりとする。

（1）道サポートセンターでの専門相談

【相談対応内容】

- 本業の経営力強化に関する相談
- 新たな事業分野への進出に関する相談
- 人材育成に関する相談
- 会計、税務など財務に関する相談

（2）上記（1）以外の相談対応（電話等による相談対応）

（3）地域で開催するセミナー講師及びセミナー後の個別相談

4 業務の対象

相談業務及びセミナーの対象となる企業は、中小企業基本法第2条第1号及び第3号に掲げる中小企業者とし、道内に本社及び営業所を有する建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業及び建設コンサルタント）に属する事業を営むものとする。

5 業務を行う場所及び日時

道サポートセンターで専門相談を行う場所は、道サポートセンター相談室とし、業務を行う日は、令和2年（2020年）5月20日から令和3年（2021年）3月10日までの別紙2の「1 札幌相談」に記載の全13回の13時30分から15時30分までとする。

なお、セミナーは、7地域で実施し、セミナー対応時間（質疑応答を含む）は2時間とし、セミナー後に個

別相談を実施する場合はさらに1時間追加する。開催場所及び担当（中小企業診断士）は、別に決定する（全7回）。

6 施設の使用等

契約書第8条に基づき指定する場所及び無償で供与する備品は、次のとおりとする。

場 所	北海道建設業サポートセンター相談室 (札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階)	
備 品	机、事務用椅子	1式
	電話	1台

7 業務の処理方法

- (1) 乙は、知事が指定する期日までに、専門相談員又はセミナー講師として派遣する中小企業診断士を専門相談員一覧（別紙1）及び専門相談業務日程表（別紙2）により甲に報告するものとする。
- (2) 道サポートセンター及び7地域でのセミナー・相談対応業務等の実施に当たっては、相談状況などを考慮しながら、開催の可否、開催方法（開催場所、開催時間）等について、必要に応じて協議を行うものとする。この場合において、協議内容には、業務を行うべき回数の変更を含み得るものとする。
- (3) 専門相談員は相談案件ごと、セミナー開催ごとに相談記録簿（別紙3）を作成し、乙に提出するものとする。
- (4) 乙は、1カ月分の相談案件等を相談実績報告書（別紙4）にとりまとめ、翌月、専門相談員より提出のあった別紙3と併せて甲に提出するものとする。

8 実績報告書の提出

乙は、この業務を完了したときは、甲に実績報告書（別記第1号様式）及び収支精算書（別記第2号様式）に相談対応実績（別紙5）を添付して提出するものとする。

9 その他

この処理要領に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。